

30の研究課題に係る具体的な運用について

平成 21 年 12 月 4 日
内閣府科学技術政策担当政務三役
総合科学技術会議有識者議員

最先端研究開発支援プログラム(以下「本プログラム」という。)の具体的な運用のうち平成21年9月4日の総合科学技術会議において既に決定した30の研究課題に係るものについて以下のとおりとする。

○1課題あたりの研究規模について

中心研究者に間接経費込みで50億円を上限とした新たな研究計画案及び資金計画案の提出を要請する。提出された研究計画案等については、政務三役及び有識者議員が調整するため、適切な機関に専門的立場から精査することを外部委託する。

○専念義務、帰国義務について

- ①中心研究者等の本プログラムへの専念義務は解除する。
- ②帰国義務については、公募要領の条件を基本的に維持することとするが、研究拠点を日本に置くことが担保されることを確保し、弾力的に運用する。

○支援機関の公募について

- ①研究支援担当機関の公募を行わずに、中心研究者が研究支援担当機関を指名することを基本とする。なお、中心研究者が希望する場合には研究支援機関の公募を行うことも可能とする。
- ②公募の有無に関わらず、研究支援担当機関による支援内容(金額も含めた)の妥当性について確認する。

○間接経費について

- ①間接経費は直接経費の20%を上限とする。この内側で、中心研究者の支援に係る経費を計上する。
- ②公募を行わず研究支援担当機関を指名する中心研究者については、今後再提出される新たな研究計画に研究支援担当機関による支援内容及び金額も記載するよう、研究支援担当機関との調整を依頼する。